

取 扱 注 意

県 政 経 営 会 議
平成 2 1 年 (2 0 0 9 年) 1 月 2 7 日
土 木 交 通 部 河 川 開 発 課

滋賀県芹谷地域振興推進本部の設置について

- 1 名 称 滋賀県芹谷地域振興推進本部
- 2 趣 旨
芹谷治水ダム建設事業の中止に伴う水没予定地およびその周辺地域の振興を総合的かつ一元的に推進するため、当本部を設置する。
- 3 推進本部の構成員
本部長 知事
副本部長 両副知事
本部員 政策監および本庁の関係部長
幹事 各関係部の幹事課長等
- 4 所掌事務
(1) 芹谷地域の振興に関する総合的な施策に関すること。
(2) 芹谷地域の振興に係る関係機関との連絡調整に関すること。
(3) その他芹谷地域の振興について必要な事項に関すること。
- 5 事務局
土木交通部河川開発課において行う。
- 6 その他
訓令による設置とする。
(昭和 3 8 年に芹谷ダム建設事業の予備調査を着手して以来、地元の皆様は将来設計の見通しも立てられないまま、長期間にわたり不安定な生活を強いられてきた。長年の心労、苦悩を一日でも早く解消できるよう、芹谷地域の地域整備や生活再建など地域振興対策について、部局横断的に対処し責任を持って対応する意志を明確にする必要がある。)